

「キノメチオナート」「トリフルミゾール」「フルアジホップ」及び「エトキサゾール」の食品安全基本法第 24 条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬等について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬等の概要は、別添 1 のとおりである。また、評価依頼が 2 回目以降である農薬等について、前回評価依頼時から追加となった各試験データは別添 2 のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において下記農薬等の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

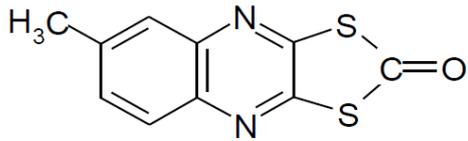
1. キノメチオナート（農薬）
2. トリフルミゾール（農薬）
3. フルアジホップ（農薬）
4. エトキサゾール（農薬及び動物用医薬品）

キノメチオナート

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成29年12月11日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	キノメチオナート (Chinomethionat)	
構造式		
用途	殺ダニ剤、殺菌剤	
作用機構	キノキサリン系殺ダニ剤・殺菌剤である。代謝過程で触媒的に働く金属イオンを捕獲し、酵素活性を阻害することで殺ダニ・殺菌作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: なす、きゅうり等 今回、トマト、ピーマンへの適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.006 mg/kg 体重/day (1987年)
	国際基準	基準なし
	諸外国	豪州基準: 仁果類、核果類等 米国、カナダ、EU、ニュージーランド基準: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】平成23年3月22日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成27年11月10日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.0064 mg/kg 体重/day ARfD = 1.5 mg/kg 体重	

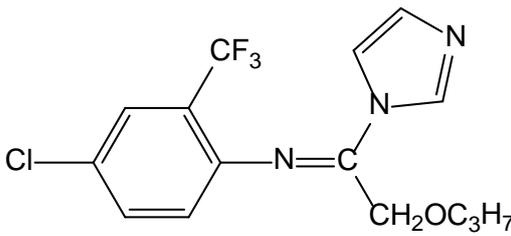
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

トリフルミゾール

1. 今回の諮問の経緯

・平成29年11月10日、農林水産省からの「農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	トリフルミゾール(Triflumizole)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	イミダゾール系の殺菌剤である。糸状菌細胞膜の構成成分であるエルゴステロール(脂質)の生合成を阻害することにより、殺菌効果を示すと考えられている	
日本における登録状況	<p>農薬登録がなされている。 適用作物: 米、にんじん、トマト等 今回、いちじくへの適用拡大申請及び鶏の筋肉、卵等への基準値設定依頼 使用方法: 散布等</p>	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.04 mg/kg 体重/day (2013年) ARfD = 0.3 mg/kg 体重 (2013年)
	国際基準	きゅうり、ぶどう、パパイヤ等
	諸外国	米 国 基 準: りんご、トマト、パパイヤ等 カナダ基準: りんご、なし、ぶどう等 E U 基 準: りんご、なし、ぶどう等 豪 州 基 準: ぶどう、仁果類等 ニュージーランド基準: 基準なし
食品安全委員会での評価等	<p>【1】平成22年9月24日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成25年11月11日 食品健康影響評価結果 受理 【2】平成28年2月5日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成28年5月17日 食品健康影響評価結果 受理 <u>ADI = 0.015 mg/kg 体重/day</u> <u>ARfD = 0.25 mg/kg 体重</u></p>	

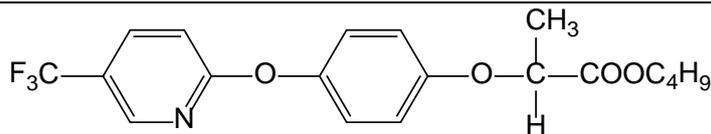
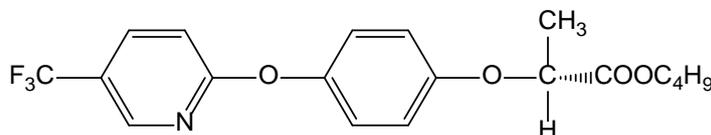
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

フルアジホップ

1. 今回の諮問の経緯

・平成29年10月11日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	フルアジホップ (Fluazifop-butyl)	
構造式	 <p>フルアジホップ (R体:S体=1:1)</p>  <p>フルアジホップ P(R体)</p>	
用途	除草剤	
作用機構	アリールオキシフェノキシプロピオン酸系の除草剤である。植物に吸収された後、脂肪酸の生合成を阻害し、除草効果を示すと考えられている	
日本における登録状況	<p>農薬登録がなされている。</p> <p>適用作物:ばれいしょ、キャベツ、たまねぎ等</p> <p>今回、えだまめへの適用拡大申請</p> <p>使用方法:散布等</p>	
国際機関、海外での状況	JMPR	<p>ADI = 0.004 mg/kg 体重/day (2016年)</p> <p>ARfD = 0.4 mg/kg 体重 (2016年)</p>
	国際基準	基準なし
	諸外国	<p>米国基準:大豆、ばれいしょ等</p> <p>カナダ基準:ぶどう、ばれいしょ等</p> <p>E U 基準:にんにく、きゅうり等</p> <p>豪州基準:にんにく、ばれいしょ等</p> <p>ニュージーランド基準:基準なし</p>
食品安全委員会での評価等	<p>【1】平成25年8月19日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼</p> <p>平成27年7月7日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>ADI = 0.0044 mg/kg 体重/day</p> <p>ARfD = 0.02 mg/kg 体重(妊娠又は妊娠している可能性のある女性)</p> <p>ARfD = 設定の必要なし(一般の集団)</p>	

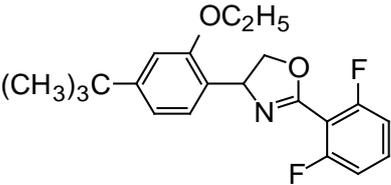
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

エトキサゾール

1. 今回の諮問の経緯

・平成29年12月21日、農林水産省からの「**農薬取締法に基づく適用拡大申請**」に伴う基準値設定の要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	エトキサゾール(Etoxazole)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	オキサゾリン環を有する殺虫剤である。キチン生合成を阻害し、脱皮不全を引き起こすことにより、殺虫効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	【農薬】	農薬登録がなされている。 適用作物:みかん、りんご、もも等 今回、みつばへの適用拡大申請 使用方法:散布等
	【動物用医薬品】	承認されている。 対象動物:牛、鶏 使用方法:外皮塗布、畜舎噴霧等
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.05 mg/kg 体重/day (2010年) ARfD = 設定不要 (2010年)
	JECFA	毒性評価なし
	国際基準	かんきつ類、ぶどう等
	諸外国	米 国 基 準:りんご、アボカド等 カナダ基準:りんご、アボカド等 E U 基 準:かんきつ類、りんご等 豪 州 基 準:綿実、野菜類等 ニュージーランド基準:アボカド、仁果類
食品安全委員会での評価等	<p>【1】平成 15 年 8 月 5 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 18 年 5 月 18 日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【2】平成 19 年 3 月 5 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 20 年 2 月 21 日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【3】平成 25 年 1 月 30 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 25 年 6 月 26 日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【4】平成 28 年 2 月 5 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼</p>	

(別添1)

	平成 28 年 5 月 17 日 食品健康影響評価結果 受理
	ADI = 0.04 mg/kg 体重/day
	ARfD = 設定の必要なし

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

JECFA:FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

(別添2)

○評価依頼が2回目以降の剤に関する追加データリスト

【キノメチオナート】

- ・作物残留試験

【トリフルミゾール】

- ・作物残留試験
- ・泌乳ヤギの家畜代謝試験
- ・産卵鶏の家畜代謝試験
- ・泌乳牛の家畜残留試験
- ・泌乳ヤギの家畜残留試験
- ・産卵鶏の家畜残留試験

【フルアジホップ】

- ・作物残留試験

【エトキサゾール】

- ・作物残留試験